

タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 (改正案)

第一章 総則

(目的)

第一条 この規約は、タイムビジネスのうち十分な信頼性及び安心性を確保しているものに関する認定の制度を定めることにより、タイムビジネスの信頼性を高め、もってタイムビジネスの普及及び促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規約において「タイムビジネス」とは、時刻配信業務及び時刻認証業務をいう。

2 この規約において「時刻配信業務」とは、情報通信ネットワークを利用する上で必要となるサーバ等の電気通信設備に用いられる時刻に高い信頼性を与えるため、情報通信ネットワークを通じて時刻情報を配信する業務及び配信先の時刻情報を計測して報告を行う時刻監査業務をいう。

3 この規約において「時刻認証業務」とは、電子データに係る情報に対する時刻証明情報（以下「タイムスタンプ」という。）の付与及びタイムスタンプの検証に係る業務をいう。

(認定)

第三条 一般財団法人日本データ通信協会（以下「協会」という。）は、タイムビジネスに係る指針（平成十六年十一月五日総務省策定）を踏まえて協会が定める審査基準に適合した時刻配信業務又は時刻認証業務を実施する者に対し、その申請に基づき認定を行うタイムビジネス信頼・安心認定制度（以下「認定制度」という。）を設ける。

(認定の基準)

第四条 前条の認定は、前条の審査基準への適合性を評価することにより行う。

(認定マーク)

第五条 認定制度において使用する認定マークは、別記様式のとおりとする。

第二章 認定

(認定の申請)

第六条 第三条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を協会に提出するとともに、別表第一に定める額の手数料を協会に納付しなければならない。

- (1) 協会が定める様式による申請書及び申請書別紙
- (2) 登記事項証明書その他の申請者の実在を証明する公的書類
- (3) 協会が定める様式による、申請者が第八条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (4) その他協会が指示する書類又は申請者が適当と認める書類

2 申請者は、前項の規定により納付した手数料については、その返還を請求することができない。

(事業拠点)

第七条 前条第一項の規定による申請は、申請に係る業務の拠点を日本国内に有する者に限り、することができ

る。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の認定を受けることができない。

- (1) 前条の規定に適合しない者
- (2) 第十条第一項の規定（第十六条第三項において準用する場合を含む。）による否認の決定を受け、その決定の日から二月を経過しない者
- (3) 第二十三条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(審査)

第九条 協会は、申請者の申請に係る業務につき、第三条の審査基準で定めるところにより、認定のための審査を行う。認定審査過程における技術的問題に関する検討、判断は別途協会が設置するトラストサービス認定審査会が行う。

- 2 協会は、前項の審査のために必要があるときは、申請者に対し、その営業所、事務所その他の事業場における調査（以下「現地審査」という。）の受け入れを求めることができる。

(認定又はその否認の決定)

第十条 協会は、前条第一項の審査の結果に基づき、認定又はその否認の決定をし、その内容を申請者に通知する。

- 2 前項の規定により否認の決定をした場合に行う通知は、その理由を付して行う。
- 3 協会は、第一項の規定により認定の決定をした場合は、当該認定を受けた者に対し、タイムビジネス信頼・安心認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

(異議の申出)

第十一条 申請者は、前条第一項の規定による決定について不服がある場合は、協会に対し、異議の申出をすることができる。

- 2 前項の異議の申出は、前条第一項による決定の通知を受けた日から一月以内に行うものとする。

(認定マークの使用)

第十二条 協会は、第三条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することを許諾する。

- 2 認定事業者は、前項の規定による許諾及び協会が定める認定マーク使用規約の定めるところにより、その認定の有効期間中、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することができる。

(認定事業者の登録)

第十三条 協会は、登録簿を備え、認定事業者に係る次の事項を記載するとともに、記載の内容を協会のウェブページ等を通じて公表する。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者
- (2) 認定に係る業務の種類
- (3) 住所

(4) 第三条の認定の認定日及びその更新日並びにその有効期間

2 協会は、第三条の認定のうちその有効期間の満了又はその取消しにより効力を失ったものが生じたときは、当該認定に係る者について、前項の登録簿に遅滞なく失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消するとともに、その旨を協会のウェブページ等を通じて公表する。

(監査の報告)

第十四条 認定事業者は、その認定に係る業務の状況について、年一回以上の監査を行い、当該監査の結果を協会に報告しなければならない。

(認定の有効期間)

第十五条 第三条の認定の有効期間は、次条の規定による認定の更新がなされない限り、認定の日から二年とする。

第三章 総務大臣認定への移行の特例

(特例認定)

第十六条 協会は、時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号。以下「総務省認定規程」という。）に基づく認定（以下「総務大臣認定」という。）を申請した者に対し、総務省認定規程が定める要件により認定を行う特例（以下「特例認定」という。）を設ける。

(特例認定の基準)

第十七条 特例認定は、総務省認定規程に規定された要件への適合性を評価することにより行う。

2 前項の適合性の評価その他の判断については総務省認定規程等を踏まえて協会が行う。

(特例認定の申請)

第十八条 総務大臣認定を申請した者は、第十六条の特例認定を申請することができる。

2 第十六条の特例認定を受けようとする者（以下「特例認定申請者」という。）は、別表第五に定める手数料を協会に納付しなければならない。特例認定申請者は、手数料の返還を請求することができない。

(特例認定の審査)

第十九条 協会は、特例認定申請者の申請に係る業務につき、第十六条の総務省認定規程の要件で定めるところにより、特例認定のための審査を行う。認定審査過程における技術的問題に関する検討、判断はトラストサービス認定審査会が行う。

2 協会は、前項の審査のために必要があるときは、特例認定申請者に対し、その営業所、事務所その他の事業場における調査（以下「特例現地調査」という。）の受け入れを求めることができる。

(特例認定又はその否認の決定)

第二十条 協会は、前条の審査結果に基づき、認定又はその否認の決定をし、その内容を特例認定申請者に通知する。

2 前項の規定により否認の決定をした場合に行う通知は、その理由を付して行う。

3 協会は、第一項の規定により認定の決定をした場合は、当該認定を受けた者に対し、認定証を交付する。

(特例認定事業者の異議の申出)

第二十一条 特例認定申請者は、前条第一項の規定について不服がある場合は、協会に対し、異議の申出をすることができる。

2 前項の異議の申出は、前条第一項による決定の通知を受けた日から一月以内とする。

(認定マークの使用)

第二十二条 協会は、第十六条の認定を受けた者（以下「特例認定事業者」という。）が、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することを許諾する。

2 特例認定事業者は、前項の規定による許諾及び協会が定める認定マーク使用規約の定めるところにより、その特例認定の有効期間中、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することができる。

3 認定マークの使用にあたっては国の基準による認定であることを付記しなければならない。

(特例認定事業者の登録)

第二十三条 協会は、登録簿を備え、特例認定事業者に係る次の事項を記載するとともに、記載の内容を協会のウェブページ等を通じて公表する。

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者

(2) 特例認定に係る業務の種類

(3) 住所

(4) 第十六条の認定の認定日及びその有効期間

(特例認定事業者の監査の報告)

第二十四条 特例認定事業者は、その特例認定に係る業務の状況について、年一回以上の監査を行い、当該監査の結果を協会に報告しなければならない。

(特例認定の有効期間)

第二十五条 第十六条の特例認定の有効期間は2年間とする。

(認定の効力の存続)

第二十六条 協会は、時刻配信業務の認定事業者がその認定に係る業務廃止の届出を行い、業務の信頼性確保の措置を講じる場合、利用者が他の時刻配信業務または方式への移行が完了するまでの間、その認定の効力を存続することができる。

2 協会は、時刻認証業務の認定事業者が第十六条に基づき特例認定の申請を行い、その認定に係る業務の信頼性確保の措置を講じている場合、特例認定の諾否について決定総務大臣認定への移行が完了するまでの間、その認定の効力を存続することができる。

3 認定の効力を存続する認定事業者は、次の各号を含む業務の信頼性確保の措置を記載した申請書を認定有効期間満了の二月前までに協会に提出しなければならない。ただし、令和五年七月二十九日を超えて存続することはできない。

(1) 第三十一条の調査の受け入れに応じること

(2) 認定業務の運用状況について毎月、協会に報告すること

4 協会は、前項の申請があった場合、信頼性確保の措置を確認し、認定の効力を存続することができる。

(その他必要な事項)

第二十七条 総務大臣認定への移行の特例に関するその他必要な事項は、総務省認定規程及び本運用規約を踏まえて、協会が必要な措置を講じる。

第四章 認定の更新及び変更の認定等

(認定の更新)

第二十八条 第三条の認定は、前条の有効期間内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。ただし、協会は、認定事業者から次項の規定による申請を受け、その諾否について決定するまでの間は、当該申請に係る認定の効力を、その有効期間の満了後も存続させることができる。

2 前項の更新を受けようとする者は、その認定の有効期間の満了の四月前から二月前までの期間内に、次に掲げる書類を協会に提出するとともに、別表第二に定める額の手数料を協会に納付しなければならない。

(1) 協会が定める様式による更新申請書及び申請書別紙

(2) 第六条第二号から第四号までの書類（第二号に掲げる書類については、その内容に変更があった場合に限る。）

3 第六条第二項及び第八条から第十一条までの規定は、第一項の認定の更新に準用する。

(変更の認定等)

第二十九条 認定事業者は、認定に係る業務の内容に関する事項を変更しようとするときは、協会に報告しなければならない。

2 協会は、変更しようとする事項が別表第三に掲げる事項その他の重要な事項であると判断した場合は、当該事項につき、第三条の審査基準に基づく審査を行う。

3 前項に規定する場合において、認定事業者は、次に掲げる書類を協会に提出するとともに、別表第四に定める額の手数料を協会に納付しなければならない。

(1) 協会が定める様式による変更申請書及び当該事項に係る申請書別紙

(2) 第六条第四号に係る書類

4 第六条第二項、第九条第二項、第十条及び第十一条の規定は、第二項の審査について準用する。

5 第二項の審査の結果、別表第三の3及び4項に係る変更等により、サービスポリシーのOID若しくはURLの変更が必要と判断された場合には、認定事業者はOID若しくはURLを変更しなければならない。

6 第二項の審査の結果、新たな認定の申請が必要と判断された場合には、認定事業者は第6条に基づく認定に係る業務について、再度申請を行うものとする。

第五章 改善措置及び認定の取消し等

(報告義務)

第三十条 認定事業者は、タイムビジネスの信頼性又は安心性を損なうおそれがある緊急事態が発生又は発覚した場合には、速やかに協会にその旨を通知するとともに、必要な対処を行い、その経過を協会に報告しなければ

ならない。

(調査)

第三十一条 協会は、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、その認定に係る業務及び第五条の認定マークの使用の状況等について説明を求め、並びにこれらについての資料又は報告書の提出を求めることができる。

- 2 協会は、前項の状況の確認のために特に必要があるときは、認定事業者に対し、その営業所、事務所その他の事業場における調査の受け入れを求めることができる。
- 3 協会は、前項の調査に係る経費について事業者負担を求めることがあるものとする。

(改善要請)

第三十二条 協会は、前条の規定による調査の結果に基づき、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、当該認定事業者に対し、改善その他必要な措置を要請することができる。

(承継)

第三十三条 協会は、認定事業者について、合併、分社化又は営業譲渡等により、認定に係る業務の他の事業者への承継が生じる際には、当該業務に対する認定存続の可否について審査し、決定する。

- 2 前項の規定による審査及び決定のための手続については、協会がトラストサービス制度諮問委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て定めるものとする。

(業務廃止の届出)

第三十四条 認定事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ協会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、協会が定める様式による届出書に、認定証及び業務廃止の経過措置に関する説明書類を添えて行わなければならない。

(認定の取消し)

第三十五条 協会は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第三条の認定を受けたとき。
 - (2) 第八条第一号に該当するに至ったとき。
 - (3) 正当な理由なく第三十一条の規定による調査に応じない場合又は当該調査に際し虚偽の報告をしたとき。
 - (4) 正当な理由なく第三十二条の規定による改善要請に従わないとき。
 - (5) 不法行為及び法令違反行為を行ったとき。
 - (6) 第五条の認定マークの使用が、第十二条第二項の使用規約に反するものと認められ、相当期間を定めた催告によっても違反が解消されなかったとき。
 - (7) その他認定に係る業務の運用に関して第三条の審査基準に著しく反する行為を行ったとき。
 - (8) 法人である場合において、その従業員が第五号又は第七号に規定する行為を行ったとき。
- 2 前項に規定する場合において、協会は取消の効力及び範囲について判断し、書面により事業者に通知するものとする。
 - 3 協会は、第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨を協会のウェブページ等を通じて公表する。

- 4 第一項の規定により認定を取り消された者は、直ちに認定マークの使用を中止し、認定証を協会に返納しなければならない。

第六章 雑則

(問い合わせ対応窓口)

第三十六条 協会は、認定制度の普及及び円滑な運営を図るため、事業者及び認定を受けた業務の利用者からの問い合わせ対応窓口を設けるものとする。

(秘密保持)

第三十七条 協会及び認定事業者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、開示当事者の書面による承諾なく、秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、協会又は認定事業者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に協会又は認定事業者が保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく協会若しくは認定事業者が独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、協会及び認定事業者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(免責)

第三十八条 協会は、認定制度の運営に関して直接又は間接に生じた認定事業者又は第三者の損害について、その内容、態様の如何にかかわらず一切の責任を負わないものとする。ただし、協会の故意又は重過失による場合にはこの限りではない。

- 2 認定に係る業務に関して認定事業者と第三者との間で紛争を生じた場合は、当事者が自己の費用と責任において解決するものとし、協会は一切の責任を負わないものとする。

第七章 改正

(改正)

第三十九条 協会は、委員会における審議を経た上で、この規約及び第三条の審査基準を改正することができるものとする。

- 2 改正後の規約及び第三条の審査基準については、相当の周知期間をおいた後に施行するものとする。

附 則

この規約は、平成十七年二月七日から施行する。

附 則 (第四回制度諮問委員会決定)

この規約は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (第五回制度諮問委員会決定)

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（第六回制度諮問委員会決定）

この規約は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則（第七回制度諮問委員会決定）

この規約は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（第十二回制度諮問委員会決定）

この規約は、平成二十六年十二月十八日から施行する。

附 則（第十七回制度諮問委員会決定）

この規約は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（第二回トラストサービス制度諮問委員会決定）

この規約は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（第三回トラストサービス制度諮問委員会決定）

この規約は、令和四年五月一日から施行する。

別表第一（第六条関係）

| 手数料の種別 | 手数料の額 |
|-----------|-------------------|
| 申請料 | 2,000,000 円 + 消費税 |
| 追加調査費 | 171,428 円/日 + 消費税 |
| 交通費及び宿泊費等 | 実費 |

注1 申請料は、申請書類を受理した後に協会が発行する請求書に基づき支払うものとする。

注2 現地審査が二日を超える場合、一日当り「171,428 円 + 消費税」を追加調査費として別途請求する。

注3 現地審査に係る交通費及び宿泊費等を協会の旅費規程に従って請求する。

注4 追加調査費並びに交通費及び宿泊費等は現地審査終了の後に協会が発行する請求書に基づき支払うものとする。

別表第二（第二十八条関係）

| 手数料の種別 | 手数料の額 |
|----------------|-------------------|
| 更新申請料 | 1,523,809 円 + 消費税 |
| 更新申請料（変更を伴う場合） | 1,809,523 円 + 消費税 |
| 追加調査費 | 171,428 円/日 + 消費税 |
| 変更審査実費 | 別表第四の変更審査実費規定を準用 |
| 交通費及び宿泊費等 | 実費 |

注1 申請料は、申請書類を受理した後に協会が発行する請求書に基づき支払うものとする。

注2 現地審査が二日を超える場合、一日当り「171,428 円 + 消費税」を追加調査費として別途請求する。

注3 現地審査に係る交通費及び宿泊費等を協会の旅費規程に従って請求する。

注4 追加調査費並びに交通費及び宿泊費等は現地審査終了の後に協会が発行する請求書に基づき支払うものとする。

注5 更新申請料（変更を伴う場合）と変更審査実費の合計額は、別表一の申請料を超えることはない。

別表第三（第二十九条関係）

| |
|------------------------------|
| 1 業務に係るシステムの変更 |
| 2 業務用設備の設置場所の変更・移転 |
| 3 業務に使用する暗号技術の変更 |
| 4 時刻配信業務を行う事業者の変更（時刻認証業務の場合） |

別表第四（第二十九条関係）

| 手数料の種別 | 手数料の額 |
|-----------|--|
| 変更基本審査料 | 428,571 円 + 消費税 |
| 追加調査費 | 171,428 円/日 + 消費税 |
| 変更審査実費 | (19,047 円/一人時単価) × (審査に要した時間) × (審査人数) + 消費税 |
| 交通費及び宿泊費等 | 実費 |

注1 第二十九条の変更ではあるが、協会が同一の条件で繰り返す付加的变化とみなした場合には、変更基本審査料は、「95,238円+消費税」とする。

注2 変更基本審査料は、申請書類を受理した後に協会が発行する請求書に基づき支払うものとする。

注3 現地審査が二日を超える場合は一日当り「171,428円+消費税」を追加調査費として請求する。

注4 変更審査実費は変更基本審査料に含まれる範囲を超える審査の作業が発生した場合にその作業に対して請求するものとする。

注5 現地審査に係る交通費及び宿泊費等を協会の旅費規程に従って請求する。

注6 追加調査費、変更審査実費並びに交通費及び宿泊費等については、現地審査終了の後に協会が発行する請求書に基づき支払うものとする。

注7 別表第四の変更基本審査料と審査実費の合計額は、別表第一の申請料を超えることはない。

別表第五（第十八条関係）

| 項目 | 金額 |
|------|----------|
| 特例認定 | 20万円+消費税 |

認定マーク様式



TA9999(9)



SD9999(9)